

常陽銀行との契約内容について

株式会社 Origami（以下、「当社」と言う。）は、平成 30 年 6 月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、株式会社常陽銀行（以下、「銀行」と言う。）との契約内容の一部を公表いたします。

当社は、当社が提供する Origami Pay サービスの銀行連携部分（以下、「当社サービス」と言う。）について、以下の内容を定めています。

1. お客様に損害が発生した場合の当社と銀行との補償責任の分担について

- (1) 当社は、当社サービスに関してお客様に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、当社が定める Origami ユーザ規約（以下、「利用規約」と言う。）に基づき補償が不要となる場合を除き、利用規約に従い、お客様に生じた損害を補償します。
- (2) 但し、当該損害が 預金等の不正払戻しに起因するものである場合、当社は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、お客様に補償を行うものとしします。

2. 当社による情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに銀行が行う措置について

- (1) 当社は、お客様に関する利用者情報（当社においてこれを加工した情報を含む。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社サービスの利用規約に従って取り扱うものとしします。
- (2) 当社は、当社サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、当社の費用と責任において行うものとしします。
- (3) 銀行は当社による情報の取り扱いもしくは安全管理のために行う措置が不適切であると判断した場合、当社との連携を停止することができます。

3. 電子決済等代行業再委託者（※）が取得した利用者情報の取扱いにおいて当社が行う措置、および銀行が行う措置について

- (1) 当社は、電子決済等代行業再委託者に対して利用者情報を提供する場合、当社が銀行に対して負う利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置に関する義務と同等の義務を、電子決済等代行業再委託者に課し、その責任を負うものとしします。
- (2) 銀行は、当社が電子決済等代行業再委託者に対する適切な対応を怠ったと判断した場合、銀行が当社との連携を停止することがあります。

(※)電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に規定される事業者のことをいいます。